

国土建第214号

平成24年10月24日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正について

平成23年6月に建設産業戦略会議において取りまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」において、「建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取り組みと連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である。」との方針が示されました。これを踏まえ、建設業の許可・更新の申請時に、新たに健康保険等の加入状況を記載した書面の提出を義務付けること等を内容として、建設業法施行規則を改正（平成24年国土交通省令第52号、5月1日公布）したところです。

さらに、平成24年11月1日の改正建設業法施行規則の施行以後、社会保険未加入企業への加入指導を開始することとしておりますが、これにあわせ、今般「建設業者の不正行為等に対する監督処分基準について」（平成14年3月28日国総建第67号）の一部を別添のとおり改正し、平成24年11月1日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施することとし、その旨北海道開発局長、各地方整備局長及び沖縄総合事務局長に対して通知したところです。

つきましては、貴団体におかれましては、法令遵守の徹底の一層のご配慮、貴団体傘下事業者への改正後の基準の周知徹底方をお願いします。